

(6) 民間老後施設の整備等

ア 健やかで活力あるまちづくりについて

「健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業」については、「介護予防・地域支え合い事業」のメニュー事業（市町村事業）として、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成の促進を目的として実施されているところである。

そのため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公・民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画の策定とともに、併せて地域住民に対して同計画の広報啓発活動を実施するものである。

高齢者の多くを占める、介護を必要としない元気な高齢者に対する支援という観点から、健やかで活力あるまちづくりが、今後ますます求められることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携の上、本事業に対する積極的な取組を願いたい。

なお、国土交通省において、平成16年度、市町村の策定するまちづくり計画に対する総合的支援制度として「まちづくり交付金」が創設されることとなった。高齢者が生活しやすい活力あるまちづくりを進めるに当たっては、本制度の活用も考えられるので、まちづくり担当部局との連携に努められたい。

イ 特定民間施設の整備について

本事業は、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（いわゆるWAC法）」に基づき、民間事業者が疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター、在宅介護支援センター及び有料老人ホームからなる特定民間施設の一体的整備を行うものであり、その整備に当たっては、税制並びに資金上の優遇などの支援措置が講じられているところである。

また、本事業の実施に必要な都道府県等からの意見聴取、整備計画の新規・変更認定、改善命令、整備計画の認定の取消、指導及び助言、報告の徴収等、一連の手続きに係る事務については、平成13年1月より本省より地方厚生局に移管

されているところである。

なお、特定民間施設の整備を行おうとする民間事業者と市町村及び都道府県の間で調整が十分に行われずに厚生労働省（地方厚生局）へ整備計画が持ち込まれる事例が見受けられることから、各都道府県におかれては、民間事業者から相談等があった場合には、関係都道府県及び市町村と十分調整を経た上で地方厚生局との調整に入るよう指導されたい。

(参考) まちづくり交付金について

(国土交通省「まちづくり交付金の創設について—全国の都市再生のために—」より)

まちづくり交付金による全国の都市再生の推進

1. 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

2. 概要

市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

① 都市再生整備計画(仮称)の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標^(注1)と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画(仮称)を作成する。

② 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価^(注2)を求めるとし、その結果等についてチェックし公表。

(注1) まちづくりの目標の設定：まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する。

指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化・指標化を図る)等。

(注2) 公共施設等を活かした公共団体、住民等の活動等を含めた総合的な取組みによって達成される指標を評価。

3. 交付対象

都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業(一定の範囲内)
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業(一定の範囲内)

4. 交付金の額の算定

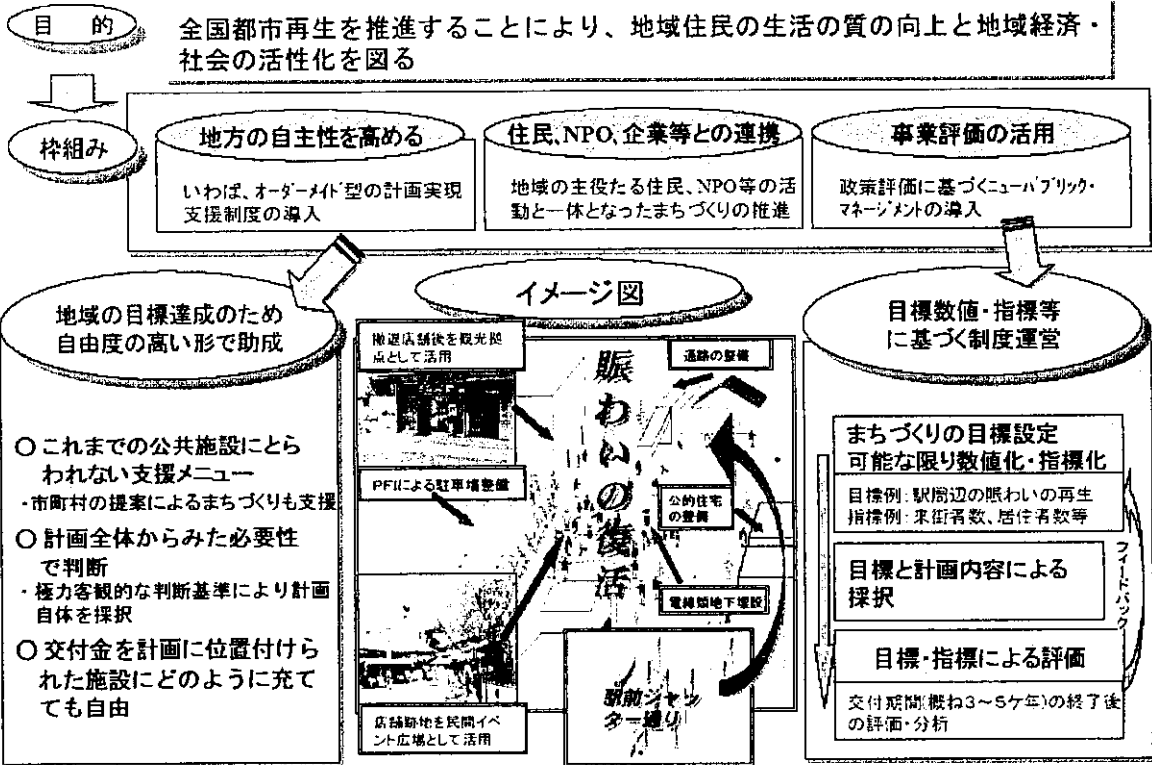
交付額は一定の算定方法により算出。

○ 事業効果

明確なまちづくりの目標実現のために、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行うことが可能となる。

また、市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)に基づき総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが想定されるため、全国の都市の再生をより効率的に推進することが期待される。

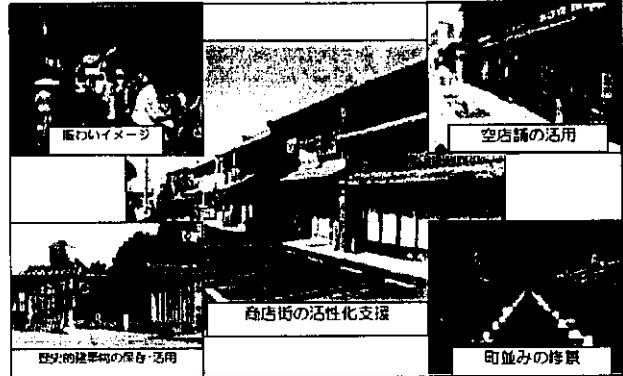
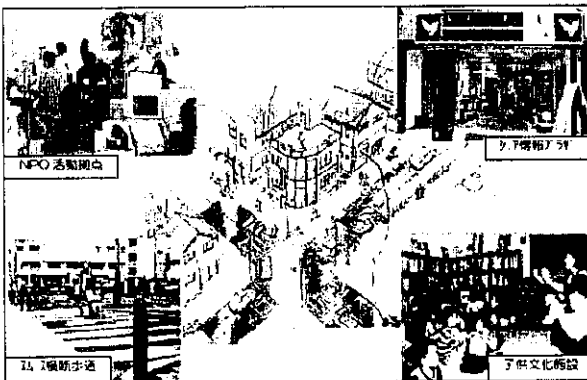
まちづくり交付金の創設



平成16年度 国費1,330億円

まちづくり交付金による全国の都市再生の推進

福祉、文化、商業施設等も含めた幅広い支援。(イメージ：福祉のまちづくりや歴史の里づくり)



稚内から石垣まで、全国で活用可能！(対象地域のエリア限定なし)

まちづくり交付金の特徴

－ 全国の都市再生のために －

市町村の策定するまちづくり計画に対する総合的支援制度創設

1. 地方の自主・裁量性の極めて高い制度へ

○市町村の提案も支援対象とするとともに、支援対象の選択を自由とし、地方の自由度の高い形でのまちづくりを実現。

⇒ いわばオーダーメイド型の計画支援制度。

○交付金を計画に位置付けられた施設に、どのように充てても自由。

2. 事前の具体的目標設定と事後評価の重視へ

○市町村は、住民等活動を含む総合的取組みで達成する目標、指標を設定。国は、達成に相応しいか計画自体を評価し採択。

目標：駅周辺の賑わいの再生 ⇒ 指標：居住者数、来街者数等

○計画に定められた指標の達成状況等を事後的に評価。公表。

3. 全国的に重要な政策課題への対応の確保と地方の独自性・自主性との調和

○地域経済・社会の活性化、安心して快適な都市生活の実現など全国的に重要な政策課題に対応し、全国の都市再生を推進。

⇕ 両立の確保

○オーダーメイド型の支援制度の創設等により、地方の独自性・自主性の発揮に関する支障を排除。

○問い合わせ窓口

国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室

(7) 有料老人ホーム、特定民間施設の整備に対する融資

ア 有料老人ホームに対する融資について

平成16年度における独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）による有料老人ホームに対する融資については、一般有料老人ホームに係る融資率が現行の70%から30%へ引き下げられることとなるので、ご留意願いたい。

(参考) 平成16年度有料老人ホームに対する融資制度の概要

		対 象 法 人	融 資 率	条 件 其 他	(参考) 利率 ※ H16.1.19 現在
独立行政法人福祉医療機構	一般有料老人ホーム	○社会福祉法人 ○民法法人 (民法34条の規定に基づき設立した法人) ○営利法人 (入居時からねたきり等要介護の状態にある老人を、開設時より入居定員の20%以上受け入れることを予定し、かつ一時介護室(介護居室をむ)の定員が入居定員の25%以上の施設) ○その他厚生労働大臣が定める者(注)	30%以内	償還期間 20年以内 (設備備品 5年以内) 据置期間 2年以内 (設備備品 6ヶ月以内)	1.65%
	老人特定有料ホーム	○社会福祉法人 (既に特別養護老人ホーム等を運営している法人)	70%以内	償還期間 20年以内 (設備備品15年以内) 据置期間 2年以内 (3か月賦償還1年以内) 施設規模 定員50名未満	1.65%
投日 資本 銀政 行策		○営利法人 (福祉医療機構の対象施設及び健康型の施設を除く)	30%以内	据置期間 3年	個別の事業内容、リスク等を勘案して決定

(注) 平成13年3月30日厚生労働省告示第137号参照

※問合わせ先： 福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課 03(3438)0207
日本政策投資銀行 交通・生活部 03(3244)1640

イ 特定民間施設に対する融資について

平成16年度における機構による特定民間施設に対する融資については、疾病予防運動施設に係る融資率が現行の90%から80%に引き下げられることとなるので、ご留意願いたい。

(8) 地域再生構想の提案への対応

① 静岡県「静岡政令県構想」の福祉用具専門相談員に係る提案への対応について

- 静岡県からは、以下のとおり、地域再生構想の提案をいただいたところ。

(静岡県) 静岡政令県構想
福祉用具貸与サービスに係る専門相談員を養成する講習会の指定及び監督権限を政令県に移譲する。

- 福祉用具専門相談員については、省令及び解釈通知において、「指定福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう。」と規定している。(別紙 参照)
- 従って、都道府県知事は、個別の判断により、その者が、厚生労働大臣が指定した講習会自体は受けていない場合であっても、それと同程度以上の講習を受けたと認めることができる場合には、その者を専門相談員と認めることが可能である。
- また、厚生労働大臣の講習会の指定に係るご意見等がある場合には、地方厚生局に相談していただきたい。

② 長野県「commonsの視点からの人づくり」の居宅介護従業者と訪問介護員の研修に係る提案への対応について

- 長野県からは、以下のとおり、地域再生構想の提案をいただいたところ。

(長野県) commonsの視点からの人づくり

介護保険法施行令を改正し、平成15年3月24日厚生労働省告示第110号の居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修終了者を、介護保険法の訪問介護員として従事できるようにする。

- 介護保険法において、「訪問介護」は「介護福祉士その他政令で定める者」が行うこととされ、「その他政令で定める者」とは、介護保険法施行令において、
- ・都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修
 - ・都道府県知事が指定する者の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けた研修
- を修了したものとされている。
- また、通知にて、訪問介護員の具体的範囲などをお示ししている。
- ご提案への対応については、「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年厚生労働省告示第110号)第2号に規定する居宅介護従業者の養成研修を修了した者については、介護保険制度における訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合に同様の活動ができるよう、今年度中に通知の改正を行う予定である。

【参照条文等】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成十一年厚生省令第三十七号)

(専門相談員の員数)

第九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員（指定福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」

(平成十一年老企第二十五号)

第14 福祉用具貸与

1 人員に関する基準

(1) 専門相談員に関する事項

②指定講習会と同等程度以上の講習

同条に定める「これと同程度以上の講習」とは、次のものをいう。

イ、ロ (略)

ハ その他指定講習会と同程度以上の講習会